

## ●香川県告示第204号

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付規程を次のように定める。

平成29年7月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付規程

（趣旨）

第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた中小企業事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人（以下「中小企業事業主団体等」という。）が行う当該認定に係る職業訓練の体制の整備に要する経費に対する認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 補助金は、中小企業事業主団体等が行う認定職業訓練（別表に掲げる訓練についての認定を受けたものであって、建設業に関するものに限る。以下同じ。）の体制の整備に要する経費のうち、次に掲げるものの一部について中小企業事業主団体等に対して交付するものとする。

- （1） 職業訓練指導員の養成又は募集に要する経費
- （2） 認定職業訓練を行う施設以外の場所における当該訓練の実施に要する経費
- （3） 県外に住所を有する訓練生の募集に要する経費
- （4） 認定職業訓練に関連して労働者としての資質の向上に資する教科の実施に要する経費

（補助金の額）

第3条 補助金は、前条に規定する経費の合計額（次項の経費を除く。）に3分の1を乗じて得た額を、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前条第1号の経費のうち中小企業事業主団体等の従業者等で、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を受ける者の当該講習の受講期間中における賃金相当額については、日数に応じ、定額により交付するものとする。

（申請の手続）

第4条 補助金の交付を受けようとする中小企業事業主団体等は、補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなけれ

ばならない。

(変更承認等)

第5条 規則第7条の規定による通知を受けた中小企業事業主団体等（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付の対象となった認定職業訓練の体制の整備に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その旨を知事に報告してその指示を受けなければならない。

(概算払)

第6条 知事は、補助事業で必要と認めるものについて、補助事業者に対し補助金の概算払をすることができるものとする。

(実施状況報告書)

第7条 補助事業者は、補助事業実施状況報告書（第2号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（第3号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程	専門短期課程
指導員訓練		研修課程

第1号様式（第4条関係）

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

中小企業事業主団体等の所在地

中小企業事業主団体等の名称

事業主又は代表者の氏名

印

年度認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 円

2 事業計画

(1) 経費ごとの計画

経費の区分	内 容	単価(円) (A)	数量 (B)	予算額(円) (A)×(B)	備考
①職業訓練指導員の養成、 募集経費（②を除く。） （第2条第1号）					
②賃金相当額 （第3条第2項）					定額
③小計（①+②）					
④訓練施設以外の場所での 訓練実施経費 （第2条第2号）					
⑤県外の訓練生の募集経費 （第2条第3号）					
⑥労働者の資質向上に資す る教科の実施経費 （第2条第4号）					
合 計（①+④+⑤+⑥）					
総合計（③+④+⑤+⑥）					

(2) 事業費の内訳

定額による補助対象額(A)	定率による補助対象額(B)	合計額(A)+(B)
円	円	円

(3) 補助金の内訳

定額による補助金の額(A)	定率による補助金の額(B)	合計額(A)+(B)
円	円	円

3 経費の配分

補助事業に要する経費 (A)+(B)	負担区分		備考
	県の補助金 (A)	自己負担金 (B)	
円	円	円	

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
計					

第2号様式（第7条関係）

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）  
補助事業実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

中小企業事業主団体等の所在地  
中小企業事業主団体等の名称  
事業主又は代表者の氏名

印

年度認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）補助事業の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 報告対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 事業の実施状況

(1) 経費ごとの実施状況

経費の区分	内 容	単価(円) (A)	数量 (B)	支出額(円) (A)×(B)	予算額(円) (C)	備考
①職業訓練指導員の養成、募集経費（②を除く。） （第2条第1号）						
②賃金相当額 （第3条第2項）						定額
③小計（①+②）						
④訓練施設以外の場 所での訓練実施経 費 （第2条第2号）						
⑤県外の訓練生の募 集経費 （第2条第3号）						
⑥労働者の資質向上 に資する教科の実 施経費 （第2条第4号）						
合 計（①+④+⑤+⑥）						
総合計（③+④+⑤+⑥）						

(2) 事業費の内訳

定額による補助対象額(A)	定率による補助対象額(B)	合計額(A)+(B)
円	円	円

(注) 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第3号様式（第8条関係）

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）  
補助事業実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

中小企業事業主団体等の所在地

中小企業事業主団体等の名称

事業主又は代表者の氏名

印

年度認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）補助事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 交付の決定を受けた補助金の額 円

2 事業実績

(1) 経費ごとの実績

経費の区分	内 容	単価(円) (A)	数量 (B)	精算額(円) (A)×(B)	備考
①職業訓練指導員の養成、 募集経費（②を除く。） （第2条第1号）		{ }	{ }	{ }	
②賃金相当額 （第3条第2項）		{ }	{ }	{ }	定額
③小計（①+②）				{ }	
④訓練施設以外の場所での 訓練実施経費 （第2条第2号）		{ }	{ }	{ }	
⑤県外の訓練生の募集経費 （第2条第3号）		{ }	{ }	{ }	
⑥労働者の資質向上に資す る教科の実施経費 （第2条第4号）		{ }	{ }	{ }	
合 計（①+④+⑤+⑥）				{ }	
総合計（③+④+⑤+⑥）				{ }	

(2) 事業費の内訳

定額による補助対象額(A)	定率による補助対象額(B)	合計額(A)+(B)
円 [ ]	円 [ ]	円 [ ]

(3) 補助金の内訳

定額による補助金の額(A)	定率による補助金の額(B)	合計額(A)+(B)
円 [ ]	円 [ ]	円 [ ]

3 経費の配分

補助事業に要した経費 (A)+(B)	負担区分		備考
	県の補助金 (A)	自己負担金 (B)	
円	円	円	

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額 (円)	本年度予算額 (円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額 (円)	本年度予算額 (円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
計					

- (注) 1 金額等が交付申請書と異なる場合は、括弧内に申請時の金額等を記入すること。  
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。